

修正案提出書

議案第94号 つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び会議規則
第17条の規定により提出します。

平成26年9月25日

つくば市議会議長 金子和雄 様

提出者 つくば市議会議員
橋本 佳子

賛成者 つくば市議会議員
田中サトエ
滝口 隆一

「議案第94号 つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」に対する修正案

「議案第94号 つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」の一部を次のように修正する。

第3条に次の1項を加える。

2 市は、市だけではなく放課後児童健全育成事業を行うものに対し、財政支援を含め支援するものとする。

第9条第2項中「1.65平方メートル以上」を「1.98平方メートル以上」に改め、同条第3項ただし書を削る。

第10条第2項中「支援の単位ごとに2人以上」を「20人までは3人、21人から30人までは4人以上」に改め、同項ただし書を削る。

第10条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を削り、同条第4項中「40人以下」を「30人以下」に改める。

第18条第2項中「250日以上」を「260日以上」に改める。